

## 災害時におけるり災証明書発行に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と東京消防庁立川消防署（以下「乙」という。）とは、相互の協力により災害時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、災害時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

### （連絡会の開催）

第2条 甲と乙とは、災害発生後に協議を行い、連携してり災証明書の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 被害状況の調査開始の時期に関する事。
- (2) 被害状況の調査体制に関する事。
- (3) 情報の共用に関する事。
- (4) 発行場所に関する事。
- (5) 発行窓口業務に関する事。
- (6) 発行の開始時期及び終了時期に関する事。
- (7) その他必要な事項に関する事。

### （被災者生活再建支援システムの活用）

第3条 甲は、乙が火災調査を行う場合において、被災者生活再建支援システムから出力した調査票を乙に提供する等、必要に応じて当該システムを活用するものとする。

### （被災情報の提供）

第4条 甲は、乙が火災被害に対する被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、被災者の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に係る情報、被災建物の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する家屋課税台帳に係る情報等を乙に提供する。

2 乙は、甲がり災証明書の発行及び被災者台帳（災害対策基本法に規定する被災者台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害に対する被害状況調査の結果の情報を甲に提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

4 前3項の規定による被災の情報の内容及び提供方法については、別途定める。

### （発行窓口業務）

第5条 乙は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災の被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

(情報管理)

第6条 甲及び乙は、第4条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第7条 乙は、第4条第1項及び第3項の規定により甲から提供を受けた情報を、同条第1項及び第3項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、第4条第2項の規定により乙から提供を受けた情報を、同項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 立川市泉町1156番地の9

立川市

代表者 立川市長

乙 立川市泉町1156番地の1

東京消防庁立川消防署

立川消防署長